

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した保護廃止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和 3 年 4 月 30 日付けの保護廃止決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った、同月 24 日を廃止日とした生活保護法（以下「法」という。）26 条の規定に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、失踪ではないため、本件処分は違法又は不当であると主張している。

### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項により、棄却すべきである。

### 第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和 7 年 8 月 27 日	諮問

令和 7 年 1 0 月 2 9 日	審議（第 1 0 5 回第 3 部会）
令和 7 年 1 1 月 2 5 日	審議（第 1 0 6 回第 3 部会）

## 第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の対象者及びその居住地

法 19 条 1 項は、都道府県知事、市長（特別区の長を含む。）及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者（同項 1 号）、及び、居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの（同項 2 号）に対し、法の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならないとしている。

したがって、保護の実施機関は、被保護者が保護の実施機関の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地及び現在地を有するとは認められないような場合には、当該被保護者に対する保護を継続することはできず、これを停止又は廃止すべきものと解される（大阪地方裁判所平成 16 年 3 月 18 日判決・判例地方自治 264 号 91 頁）。

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 36 年 4 月 1 日付厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。) 第 2 は、保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいうものであるとしている。

また、「生活保護問答集について」(平成 21 年 3 月 31 日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。) 問 2-28 (答) は、住居登録について、居住地認定のための有力な参考資料ではあるが、必ずしも絶対的なものではないとしている。

#### (2) 被保護者の失踪

「生活保護運用事例集2017」(平成29年3月東京都福祉保健局生活福祉部保護課作成。以下「運用事例集」という。)問2-6・1は、失踪の定義について、失踪とは、生活保護の実施機関と被保護者との関係でいえば、被保護者が、実施機関に対する事前の申出なく、一方的にそれまでの居所を去って連絡が取れなくなることであり、居住地のない被保護者が失踪した場合は、実施機関の管内に法19条1項2号に規定する現在地を有するとは認められなくなるので、保護を廃止するとしている。

ただし、事前に行き先を告げていたり、携帯電話で連絡が取れる場合などは、失踪に当たらないとし、このような場合は、最低1週間は保護を継続したまま、可能な限り本人の所在を把握して連絡を取り、来所を求めることに努める必要があるとする。

また、ある時点から被保護者と連絡が取れなくなった場合は、その時点で失踪となるとしている。

そして、同・2・(1)は、保護を廃止する時期について、居住地がなく、無料定額宿泊所や管内の簡易宿所等を利用していた者が失踪した場合、原則は、失踪した日の翌日付けで保護を廃止するものとしている。

### (3) 変更の届出義務

法61条の規定によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。

### (4) 次官通知及び運用事例集の位置づけ

次官通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定による法の処理基準である。また、運用事例集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として合理的なものであると認められる。

## 2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、担当職員が請求人に対して居所を定め宿泊証明書を提出するよう求めたにもかかわらず、請求人からは居所に関する回答はなく、宿泊証明書の提出もなかった

こと、令和3年4月23日に請求人から手紙を受領してから同月30日まで請求人からその所在と連絡先の申告がなく、所在不明の状況が続いたことから、請求人から最後に連絡のあった同月23日を失踪した時点とし、その翌日である同月24日付けで本件処分を行ったことが認められる。

そうすると、上記1・(2)のとおり、被保護者が実施機関に対する事前の申出なく、一方的にそれまでの居所を去って連絡が取れなくなることを「失踪」といい、被保護者が失踪した場合は、原則として、失踪した日の翌日付けで保護を廃止するとされているところ、請求人は、同月23日以降所在不明の状況が続いたのであるから、そのことを理由として行われた本件処分に違法又は不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、失踪ではないため、本件処分は違法又は不当であると主張している。

しかしながら、「失踪」とは、被保護者が、実施機関に対する事前の申出なく、一方的にそれまでの居所を去って連絡が取れなくなることでありとされている(1・(2))。請求人は、処分庁に対して、令和3年4月23日に事務所に手紙が到達して以降、事務所に対して請求人の所在と連絡先の申告もなく、連絡もしなかったのであるから、処分庁が、同日をもって請求人が失踪したと認定したことに不合理な点は認められない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田 攝子、青木 淳一、澄川 洋子